

Q24 遺言書添付の生命保険目録が、自書でなかったときは (相続法改正)

Q

Aは、被保険者をA、死亡保険金受取人を妻Bとする生命保険契約を締結しました。二人の間には、子Cがいます。

しかし、Aは、Bと不仲になり、Cに全ての財産を相続させることを内容とする自筆証書遺言をしました。その遺言には、パソコンで作成した目録が付されており、そこには保険契約の内容が記載されていました。

Aが死亡した場合、Cは、死亡保険金を請求できますか。

A

相続法改正により目録は自書することを要しないことになりました。Cは、遺言の効力によって受取人となりますので、その旨を保険会社に通知することによって、死亡保険金を請求することができるようになります。

解 説

1 遺言とは

遺言は単独行為であり、遺言者の死亡の時からその効力を生じます(民985①)。民法は法定相続人について規定していますが、それは絶対的なものではなく、遺言を活用することによって柔軟な対応をとることが可能です。

この点については、上川陽子法務大臣が相続法改正に関する国会審議において「事実婚の関係にある方々につきましてはどうかといいますと、この保護につきましては、相互に相続権を持たないということでございますが、遺言を活用すれば貢献に報いたり生活を保護する措置を講じたりすることが可能であるわけございまして、本法律案に

つきましても、遺言の利用を促進する方策、これにつきましてもは講じているところ」と説明したことが参考になります（平成30年6月28日参議院法務委員会会議録19号12頁）。

2 遺言による受取人変更

保険金受取人の変更は、遺言によっても、することができます（保険44①）。これは、遺言による保険金受取人の変更について平成20年改正前商法には規定がなかったところ、保険契約者の意思を尊重するために、これを明文によって認めたものです（Q6参照）。

遺言による保険金受取人の変更も、遺言者（保険契約者）の死亡の時に効力が生じます。ただし、遺言による保険金受取人の変更は、その遺言が効力を生じた後に、保険契約者の相続人がその旨を保険会社に通知しなければ、これをもって保険会社に対抗することができません（保険44②）。これは、保険会社としては、通知がない限り、遺言による保険金受取人の変更を知り得ないためです。

3 相続法改正による方式緩和

自筆証書遺言は「全文、日付及び氏名」を全て自書しなければならないとされています（民968①）。しかし、例えば、多くの不動産を所有しているときなどは、全文を自書することはかなりの労力を伴います。そこで、相続法改正後民法968条2項前段は、「自筆証書にこれと一体のものとして相続財産（第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない」と規定しました。これは、財産目録は財産の特定に関する形式的な事項が記載されているものであり、これを全部自書しなければならないことが遺言者にとってかなり負担になっていることに配慮したものです。

ただし、相続法改正後も、遺言書の全てをパソコン等で作成することはできません。遺言書の本文部分、日付及び氏名については自書することが必要です。遺言書の本文部分（誰に何を相続させるかなどという内容を記載した部分）や日付等については自書を要求することは、遺言者の真意に反する遺言書を作成することを防止するため必要である上、財産目録に比べれば自書しても負担が少ないためです。

また、目録について自書しないときについて、相続法改正後民法968条2項後段は、「遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない」と定めています。これは、偽造や変造の危険性が高まることのないよう、自書に代わる方法を講ずることにしたものです。この改正は、相続法改正の中では一番早く、平成31年1月13日から施行されています。

なお、相続法改正後民法968条3項は、自筆証書遺言（相続法改正後民法968条2項の目録を含みます。）の加除その他の変更は、遺言者において、「その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ効力を生じない」と規定しています。これは、一般的な契約書等の修正方法と比べて厳格なものとなっていますが、遺言書は遺言者の死後にその効力が問題となるため、遺言書の変更については、その記載自体から遺言者の真意によるものであることを明らかにする必要性が高いためです。一般的な取引では個々の財産を対象とするのが通常であるのに対して、遺言では全財産を対象とする遺贈がされることもあり、典型的に重大な効果を伴うことが多いことも考慮されています。遺言者の真意によらない変更を防ぐことは重要ですから、改正法も、変更については遺言書の加除その他の変更について厳格な方式を維持しているのです。

アドバイス

保険金受取人の変更は遺言によることも認められていますが、その場合、その効力が生じるためには遺言として有効であることが前提になりますから、相続法改正の内容についても正確に理解する必要があります。

輿石進「保険金受取人の変更」金澤理監修『新保険法と保険契約法理の新たな展開』（ぎょうせい、2009年）264頁では、「保険法で保険金受取人の変更が遺言事項とされたことにより、従来は法的に不安定であったものについて法的安定性が確保され、利用者にしてみると安心して利用できるようになったといえる。しかし、他方で要件が明確化されたことにより、その要件を満たさないと認められないこととなった。前述のとおり、遺言においては適法な方式であることが要件となっているので、方式が適法か否かの確認が保険者にとって必要となるとともに、遺言についての遺言者の真意探求のための文言解釈が重要となる。したがって、遺言による受取人変更においては、所定の請求書に基づく生前の保険金受取人変更よりはるかに慎重な対応が保険者には求められる」と指摘されています。

Q35 死亡保険金を一時金で受け取ったときと、年金で受け取ったときの課税の違いは

Q Aは、夫Bの死亡に伴い、生命保険金を受け取ることになりました。一時金か年金かを自由に選択することができるのですが、どちらを選択した方がよいか迷っています。一時金を選択する場合は1,800万円、年金で受け取る場合は10年間、毎年225万円ずつが振り込まれることになっています。なお、支払った保険料の総額は800万円です。

一時金で受け取った場合と、年金で受け取った場合、税金の計算がどのように違うのか教えてください。

A 死亡保険金を一時金で受け取った場合は、生命保険の非課税枠を控除した残額が、相続税の課税対象となります。

死亡保険金を年金で受領する場合には、相続開始の時点での年金受給権評価額に対して相続税が課税されるとともに、毎年支払を受ける年金について、年金支給初年は全額非課税、2年目以降は課税部分が階段状に増加していく方法により、所得税（住民税）が課税されます。

解 説

1 相続税の課税

被相続人の死亡によって取得した生命保険金や損害保険金で、保険料の全部又は一部を被相続人が負担していたものには、相続税が課税されます（相続3①一・三・12・15）。

生命保険を一時金で受け取る場合は、保険金（本件においては1,800万円）から、生命保険の非課税限度額をマイナスした金額を他の相続財産に加算して、全体の相続税を計算することになります。

年金方式で受け取る場合は、保険金を受け取る権利（＝年金受給権）

が相続税の課税対象となります。

年金受給権には、定期金の契約に応じて、①一定期間を区切って給付を約束する有期定期金、②給付期間が決まっていない無期定期金、③年金受給権者が死亡するまで給付を約束する終身定期金の3種類があります。

年金受給権は、上記年金受給権の種類に応じて、まず下記の方法で評価します。(相税24、相基通24-2~24-4)。次に、評価した年金受給権の金額から、生命保険の非課税限度額をマイナスした額を他の相続財産に加算し、全体の相続税を計算することになります。

【年金受給権の評価方法（相続税法24条）】

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 有期定期金（①～③のうちいずれか多い金額） | |
| ① | 解約返戻金相当額 |
| ② | 一時金で受け取ることができる場合は、その一時金相当額 |
| ③ | 給付を受けるべき年金の1年当たりの平均額×残存期間に応じた予定利率による複利年金現価率 |
| (2) 無期定期金（①～③のうちいずれか多い金額） | |
| ① | 解約返戻金相当額 |
| ② | 一時金で受け取ることができる場合は、その一時金相当額 |
| ③ | 給付を受けるべき年金の1年当たりの平均額÷予定利率 |
| (3) 終身定期金（①～③のうちいずれか多い金額） | |
| ① | 解約返戻金相当額 |
| ② | 一時金で受け取ることができる場合は、その一時金相当額 |
| ③ | 給付を受けるべき年金の1年当たりの平均額×その目的とされた者に係る平均余命に応じた予定利率による複利年金現価率 |

※予定利率とは、保険契約の運用利回りのことをいいます。契約先である

保険会社に尋ねて確認します。

※複利年金現価率とは、毎年、一定の金額を一定期間受け取れる年金の現在価値を求める際に用いられる率のことをいいます。複利年金現価率は、国税庁のホームページで確認することができます。

※平均余命は、厚生労働省のホームページに掲載されている完全生命表を用いて計算します。この表にあてはめる年齢は、その目的とされた者が年金受給権を取得した時点での満年齢です。

2 所得税の課税

相続や遺贈により取得した年金受給権に係る生命保険契約や損害保険契約に基づき年金の支払を受けている場合、年金として受け取った金額は、雑所得として所得税の課税対象となります。

しかし、将来年金を受け取る権利については、既に相続税が課税されており、この部分についても所得税が課税されてしまうと、同一所得に対して二重課税されるという問題が発生します。そこで、年金受給額を、既に相続税の課税対象となった元本部分（非課税部分）と、運用益部分（課税部分）とに振り分けた上で、所得税の計算を行います（所税35、所税令185・186）。

このような二重課税排除の方式は、下記のようなケースに適用されます。

- ① 死亡保険金を年金形式で受給している場合
- ② 学資保険の保険契約者が死亡したことに伴い、養育年金を受給している場合
- ③ 個人年金保険契約に基づく年金を受給している場合

3 所得税の具体的な計算方法

雑所得の金額は、①課税部分の年金収入額から、②課税部分に対応する保険料（掛金）の額を控除して計算します（所税35②）。

年金収入額は、年金支給初年は全額が非課税、2年目以降は課税部分が階段状に増加していきます。

$$\text{雑所得の金額} = \text{課税部分の年金収入額} - \frac{\text{課税部分に対応する保険料(掛金)}}{\text{の額}}$$

本件は、1の表の(1)の有期定期金に該当し、一時金が最も高い金額だと仮定して、評価額1,800万円として計算します。

① 課税部分の年金収入額

【ステップ1】 相続税評価割合を求めます。

$$\begin{aligned} \text{相続税評価割合} &= \text{相続税評価額} \div \text{年金の支払総額} \\ &= 1,800\text{万円} \div 2,250\text{万円} = 80\% \end{aligned}$$

【ステップ2】 課税される年金収入金額の総額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{課税される} &= \text{年金の支払総額} \times \text{相続税評価割合に応じた課税割合}(\ast) \\ \text{年金収入総額} &= 2,250\text{万円} \times 20\% \quad (\text{相続税評価割合}80\% \text{に応じた課税割合}) \\ &= 450\text{万円} \end{aligned}$$

※相続税評価割合に応じた課税割合は、国税庁のホームページで確認することができます(タックスアンサーNo.1620「相続等により取得した年金受給権に係る生命保険契約等に基づく年金の課税関係」参照)。

【ステップ3】 1課税単位当たりの金額を求めます。

$$\begin{aligned} \text{1課税単位当たりの金額} &= \text{課税される年金収入総額} \div \text{課税単位数}(\ast) \\ &= 450\text{万円} \div 45 = 10\text{万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \ast \text{課税単位数} &= \text{残存期間年数} \times (\text{残存期間年数} - 1\text{年}) \div 2 \\ &= 10 \times (10 - 1) \div 2 = 45 \end{aligned}$$

【ステップ4】 課税される年金収入額を求めます。(6年目と仮定)

$$\begin{aligned} \text{課税される} &= \text{1課税単位当たりの金額} \times \frac{\text{経過年数 (支払開始日からその)}}{\text{年金収入額} \quad \text{支払を受ける日までの年数}} \\ &= 10\text{万円} \times 5 = 50\text{万円} \end{aligned}$$

【事例5】 被共済者と共済金受取人の同時死亡の場合の共済金請求権の帰属

共済契約者兼被共済者と死亡共済金受取人及び兩名の子の死亡の先後が不明である場合には、同時死亡したものと推定され、互いに相続がなされない結果、死亡共済金受取人の相続人が死亡共済金請求権を取得するとされた事例

(最判平21・6・2判時2050・148)

事案の概要

- ① Aは、平成13年6月25日、Y組合との間で、被共済者をA、死亡給付金（死亡共済金）受取人を同人の妻であるBとする年金共済契約（以下「本件契約」という。）を締結した。
- ② 本件契約に適用される年金共済約款には、次のような規定がある。
 - ㊦ 共済契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、死亡給付金受取人を変更することができます（33条1項）。
 - ㊧ 死亡給付金受取人の死亡時以後、死亡給付金受取人の変更が行われていない間に死亡給付金の支払事由が発生したときは、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人（法定相続人のうち死亡している者があるときは、その者については、その順次の法定相続人）で死亡給付金の支払事由の発生時に生存している者を死亡給付金受取人とします。この場合に、死亡給付金受取人となった者が二人以上いるときは、その受取割合は、均等とします（33条3項。以下「本件条項」という）。
- ③ A、B及び兩名の子であるCは、平成16年3月18日に死亡したが、その死亡の先後は明らかではない。

- ④ AとBとの間にはC以外に子はおらず、Xは、Bの母であり、Bの父は既に死亡しており、XがBの唯一の相続人である。Aの父母は既に死亡しており、Aには、姉であるD及びE、兄であるF、既に死亡した兄Gの養子であるHがいる（以下「Dら」という。）。
- ⑤ Xは、Yに対して、Aが死亡したことに基づく死亡給付金を請求したが、Yは、X及びDらが死亡給付金受取人であるとして、Xに対する全額の支払を拒んだ。そこで、Xが本件訴えを提起した。
- ⑥ 第一審（札幌地滝川支判平18・12・13金判1271・61）及び控訴審（札幌高判平19・5・18金判1271・57）は、いずれもXの請求を認容した。そこで、Yが上告した。

当事者の主張

◆共済金受取人の相続人（X）の主張

A、B及びCの死亡の先後は明らかではないから、上記3名は同時に死亡したものと推定される。したがって、A及びCはいずれもBの法定相続人とはならない。

したがって、本件条項の規定に照らせば、死亡給付金受取人であるBの死亡時の法定相続人はXのみであり、Xが本件契約の唯一の死亡給付金受取人である。

◆組合（Y）の主張

死亡給付金受取人と被共済者が同時に死亡した場合には、受取人が先に死亡した場合と同様に扱うべきである。したがって、死亡給付金受取人であるBの死亡時の法定相続人はAとCである。

本件条項の規定に照らせば、本件契約の死亡給付金受取人は、A及びCの法定相続人又は順次の法定相続人のうち、A死亡時に現に生存しているX及びDらの5名であり、本件条項の規定に照らして、その受取割合は均等（各5分の1）となる。

裁判所の判断

本件条項は、指定受取人と被共済者とが同時に死亡した場合にも適用されるべきものであるところ、本件条項にいう法定相続人は民法の規定に従って確定されるべきものであって、指定受取人の死亡の時点で生存していなかった者はその法定相続人になる余地はない（民法882条）。したがって、指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者とが同時に死亡した場合において、その者は、本件条項にいう「死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人」に当たらず、その者の相続人が、本件条項にいう「その順次の法定相続人」として、死亡給付金受取人になることはないと解すべきである。そして、指定受取人と当該指定受取人が先に死亡したとすればその相続人となるべき者との死亡の先後が明らかでない場合に、その者が共済契約者兼被共済者であったとしても、民法32条の2の規定の適用を排除して、指定受取人がその者より先に死亡したものとみなすべき理由は無い。

そうすると、前記事実関係によれば、民法32条の2の規定により、被共済者であるAと指定受取人であるBとは同時に死亡したものと推定され、AはBの法定相続人にはならないから、Aの相続人であるDらが死亡給付金受取人となることはなく、また、BとCも同時に死亡したものと推定され、CもBの法定相続人にはならないから、本件契約における死亡給付金受取人は、本件条項により、Bの母であるXのみとなる。

コメント

1 同時死亡の推定と同時存在の原則

民法32条の2は、数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人

【事例22】 生命保険金と特別受益

養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となるとされた事例

(最決平16・10・29民集58・7・1979)

事案の概要

- ① X₁ないしX₃(Xら)及びYは、いずれもAとその妻Bの間の子である。
- ② Yは、AとBのために自宅を増築し、AとBを昭和56年6月ころから死亡するまでの間そこに住ませ、常時介護を要する状態となっていたAの介護をBが行うのを手伝った。その間、XらはいずれもA又はBと同居していない。
- ③ Aは、平成2年1月2日、Bは、同年10月29日に、それぞれ死亡した。Yは、保険契約者・被保険者をBとする養老保険契約及び共済契約者・被共済者をAとする養老生命共済契約に基づき、合計約793万円の保険金及び共済金を受領した(以下、併せて保険金)。
- ④ Xらは、平成7年にAの遺産の分割を求めて、平成10年にBの遺産の分割を求めて、それぞれ家事調停を申し立てた。
- ⑤ Aが所有していた土地以外の遺産については、平成10年11月30日までに遺産分割協議及び遺産分割調停が成立し、これにより、Yは

合計約1,388万円、Xらはそれぞれ合計約1,200万円ないし約1,442万円に相当する財産を取得した。

- ⑥ その後、この調停手続は、本件審判手続に移行した。
- ⑦ 第一審（神戸家伊丹支審平15・8・8金判1241・38）は、Yが受領した保険金がYの特別受益に当たると判断したが、抗告審（大阪高決平16・5・10金判1241・35）は、Yが受領した保険金は、民法903条1項所定の遺贈又は生計の資本としての贈与に該当するものと解することはできないとして、これを否定した。そこで、Xらが許可抗告を申し立てた。

当事者の主張

◆他の共同相続人（Xら）の主張

Yが受領した保険金は、民法903条1項所定の遺贈又は生計の資本としての贈与、いわゆる特別受益に当たり、上記保険金の額を被相続人Aが相続開始の時に有した財産の価額に加えること（いわゆる持戻し）を行うべきである。

◆保険金受取人である相続人（Y）の主張

養老保険契約に基づく死亡保険金請求権は、保険金受取人が固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではないから、民法903条1項所定の遺贈又は生計の資本としての贈与には当たらず、同条に基づく特別受益の持戻しの対象ではない。

裁判所の判断

被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の一人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した養老保険契約に基づ

く死亡保険金請求権は、その保険金受取人が自らの固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産に属するものではないというべきである（最高裁昭和36年（オ）第1028号同40年2月2日第三小法廷判決・民集19巻1号1頁参照）。また、死亡保険金請求権は、被保険者が死亡した時に初めて発生するものであり、保険契約者の払い込んだ保険料と等価関係に立つものではなく、被保険者の稼働能力に代わる給付でもないのであるから、実質的に保険契約者又は被保険者の財産に属していたものとみることができない（最高裁平成11年（受）第1136号同14年11月5日第一小法廷判決・民集56巻8号2069頁参照）。したがって、上記の養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと解するのが相当である。もっとも、上記死亡保険金請求権の取得のための費用である保険料は、被相続人が生前保険者に支払ったものであり、保険契約者である被相続人の死亡により保険金受取人である相続人に死亡保険金請求権が発生することなどにかんがみると、保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、同条の類推適用により、当該死亡保険金請求権は特別受益に準じて持戻しの対象となると解するのが相当である。上記特段の事情の有無については、保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべきである。

これを本件についてみるに、死亡保険金については、その保険金の額、本件で遺産分割の対象となった本件各土地の評価額、前記の経緯からうかがわれるBの遺産の総額、Xら及びYと被相続人らとの関係並びに本件に現れたXら及びYの生活実態等に照らすと、上記特段の事情があるとまではいえない。したがって、死亡保険金は、特別受益に準じて持戻しの対象とすべきものということとはできない。

コメント

1 死亡保険金請求権と特別受益の持戻し

本件は、共同相続人の一人を保険金受取人に指定していた養老保険契約について、被保険者の死亡後に、その遺産分割協議において、他の共同相続人から当該契約に基づく死亡保険金は特別受益に持戻しを請求されたという事案です。生命保険契約に基づく死亡保険金請求権は保険金受取人の固有財産であり、相続財産として承継取得されるものではないとするのが、判例・通説の理解です。本決定もこのような従来の判例・通説と同様の立場から、養老保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金請求権又はこれを行行使して取得した死亡保険金は、民法903条1項に規定する遺贈又は贈与に係る財産には当たらないと判示しました。

学説においては、保険金受取人の指定・変更行為は、遺贈若しくは死因贈与又はこれらに準じる死因無償処分該当する、あるいは生前贈与又はこれに準じる生前無償処分該当することを理由に、保険金請求権は特別受益に当たるとして、民法903条1項の適用を認める見解も有力です（中川善之助=泉久雄『相続法〔第4版〕』（有斐閣、2000年）211頁以下）。保険金受取人を指定した際の状況や相続をめぐる状況は様々であり、被相続人の意思表示による持戻し免除（同3項）が認められてい

〈参考判例〉

- 保険金額が遺産総額に匹敵するほどに巨額であり、それぞれの生活実態や被相続人との関係の推移を総合考慮しても、特段の事情が存することが明らかであるとして、特別受益に準じて持戻しの対象となるとされた事例（東京高決平17・10・27家月58・5・94）
- 死亡保険金は合計428万9,134円であるところ、これは被相続人の相続財産全体の6%余りにすぎないことや、受取人は長年被相続人と生活を共にし、入通院時の世話をしていたことなどの事情を考慮すれば、特段の事情があるとはいえないとして、死亡保険金を特別受益に準じて持戻しの対象とすべきであるとはいえないとされた事例（大阪家堺支審平18・3・22家月58・10・84）
- 死亡保険金額が高額であり、遺産総額の約6割を占めることや、被相続人と受取人との婚姻期間は3年5か月程度であること等を総合考慮すると、特段の事情が存するものというべきであるとして、民法903条1項の類推適用により持戻しの対象となるとされた事例（名古屋高決平18・3・27家月58・10・66）